

「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「メタアルデヒド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成15年12月19日付で農林水産省より、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「メタアルデヒド」について、食品衛生法第7条の2の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）ベンチアバリカルブイソプロピル

本薬は、殺菌剤であり、キュウリ、トマト、ばれいしょへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。なお、欧米において農薬としての登録は未だなされていないが、EUへ登録申請がなされている。

（2）メタアルデヒド

本薬は、ナメクジ駆除剤であり、稲への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、ヨーロッパ、北米、アジア、中南米、オセアニアの多くの国において農薬としての登録が行われている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「メタアルデヒド」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。

